

# NEWS RELEASE

2015年6月5日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会  
【本件に関するお問い合わせ】営業第二部 03-5290-3519

## 「好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 米ドルプレミアムコース 〈愛称：米ドルストラテジー〉」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、「好配当グローバルREITプレミアム・ファンド 米ドルプレミアムコース〈愛称：米ドルストラテジー〉」を2015年6月30日に設定しますので、お知らせいたします。

### ファンドの目的・特色

#### ファンドの目的

インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

#### ファンドの特色



日本を含む世界各国の取引所に上場されている相対的に利回りが高いと判断されるREIT（リート、不動産投資信託証券）及び不動産関連の株式等を実質的な主要投資対象とし、相対的に高い配当収入等の確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

● ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

・当ファンドは、「UBP オポチュニティーズ TCW グローバル リート プレミアム USDル アルファ\*1」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とします。

・原則として、「UBP オポチュニティーズ TCW グローバル リート プレミアム USDル アルファ\*1」への投資比率を高位に保ちます。

※1 「UBP オポチュニティーズ TCW グローバル リート プレミアム」ということがあります。

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

## 2

「REITプレミアム(カバードコール)戦略」の活用により、オプションのプレミアム収入の獲得を目指し、ファンドのトータルリターンの上を目指します。

- 「REITプレミアム(カバードコール)戦略」とは、投資したリート等の個別銘柄毎に、保有口数(または保有株数)の一部または全部にかかるコールオプションを売却することにより、トータルリターンの上を目指する戦略です。
  - ・ 相対的に高いプレミアム収入の獲得が期待できる反面、リート等の価格が上昇し、権利行使された場合には、値上がり益を一部または全部放棄することになります。
  - ・ カバードコールのカバー率(保有銘柄に対するコールオプションのポジション)はアクティブに変更を行い、高いプレミアム収入とともに保有銘柄の値上がり益の獲得も同時に目指します。なお、資産規模等で当該運用が困難な場合は、不動産投資信託指数に連動する上場投資信託(ETF)の投資信託証券を通じたカバードコール戦略を活用することがあります。
  - ・ オプションのプレミアム収入とは、オプションを売却した対価として受け取る権利料のことを指します。

## 3

「通貨オプション・プレミアム(カバードコール)戦略」の活用により、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。

- 「通貨オプション・プレミアム(カバードコール)戦略」とは、保有金額相当分の米ドルのコールオプション(対円)を売却する戦略です。
  - ・ 相対的に高いプレミアム収入の獲得が期待できる反面、米ドルが円に対して上昇し、権利行使された場合には、値上がり益を放棄することになります。

## 4

原則、毎月18日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を行います。

- 初回決算日は2015年8月18日です。
- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

### <投資対象とする外国投資信託に関して>

#### 投資顧問会社

---

##### UBPインベストメンツ

- ・ ユニオンバンケール プリヴェ ユービーピー エスエーの日本拠点

#### 副投資顧問会社

---

##### TCW インベストメント マネジメント カンパニー (REIT等及びREIT等オプションの運用)

- ・ 1971年設立。ロサンゼルスを拠点とするTCWグループ傘下の運用会社。
- ・ 同グループの運用資産額:約1,634億ドル(約19兆6,978億円)。

(2014年12月末現在、同月末時点の為替レートで換算)

##### ユニオンバンケール プリヴェ ユービーピー エスエー (通貨及び通貨オプションの運用)

- ・ スイスを代表する資産運用会社の一つ。
- ・ 世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供。
- ・ 1969年スイスで設立。現在、グローバルに25拠点を展開。
- ・ 運用資産額:987億スイスフラン(約12兆217億円)。

(2014年12月末現在、同月末時点の為替レートで換算)

## 「カバードコール戦略」の<主なメリット>

- コールオプション売却によるオプションのプレミアム収入が獲得できるため、オプションのプレミアム収入分が上乗せされます。
- 保有銘柄(リート等)の価格下落時、または米ドル(対円)の下落時において、コールオプション売却によるオプションのプレミアム収入があるために、カバードコール戦略をとらない投資戦略に比べて、オプションのプレミアム収入分は損失がカバーされます。

## 「カバードコール戦略」の<主なデメリット>

- 保有銘柄(リート等)の価格または米ドル(対円)の為替レートが、権利行使価格を超えて推移し、コールオプションの買い手が権利行使を行った場合、保有銘柄または通貨を権利行使価格にて受渡す等の決済を行うため、権利行使価格を超えるリート等または米ドル(対円)の値上り益は享受できません。

## <コールオプションとは>

- コールオプションとは、ある特定の資産を将来のある期日(権利行使期間満了日<sup>※</sup>)に、あらかじめ決められた特定の価格(権利行使価格)で買う権利のことです。コールオプションの買い手は、オプション買い付けの対価として、コールオプションの売り手にプレミアム(権利料)を支払います。
- コールオプションの買い手は、権利行使価格を超えて当該資産の市場価格が上昇した場合、権利を行使すれば、当該資産を権利行使価格で手に入れることができ、権利行使価格と当該資産の市場価格の差が収益となります。一方コールオプションの売り手は、この場合、権利行使価格で買い手に当該資産を受渡す等の決済を行うために、権利行使価格と当該資産の市場価格との差が損失となります(コールオプション売却に伴うプレミアム収入を除く)。逆に、権利行使価格を超えて当該資産の市場価格が上昇しなかった場合は、コールオプションの権利は行使されず、決済も行われなため、コールオプションの売り手にとって、コールオプション売却に伴うプレミアム収入が収益となります。

※ オプションには、満期日(権利行使日)に限り権利行使が可能なものと、満期日(権利行使日)までいつでも権利行使が可能なもの等があります。

ある特定の資産を保有し、当該資産のコールオプションを100%売却した場合の例です。当ファンドでは、保有資産の一部または全部にかかるコールオプションを売却します。また、各コールオプションの売却等は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行う場合があります。

上記はカバードコールに関する一般的な説明であり、全てを説明したものではありません。上記は当ファンドの損益を示したものではありません。また、将来の成果等をお約束するものではありません。

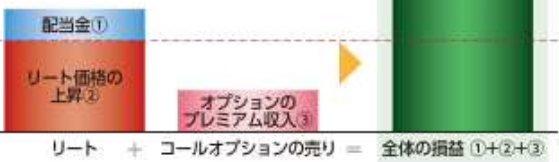
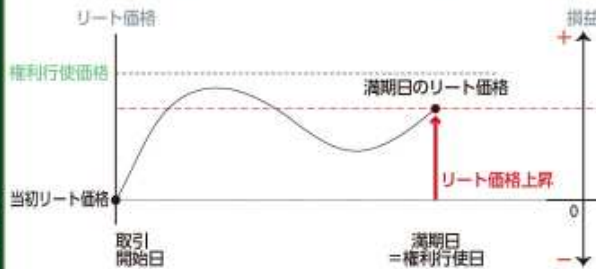
# 「リートポートフォリオ」及び「REITプレミアム(カバードコール)戦略」の「損益イメージ」

※リート等投資による価格変動、配当金を含みます。

プラス効果

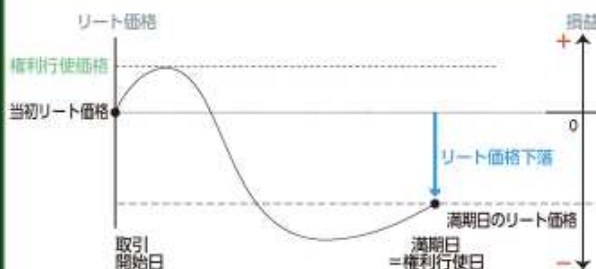
ケース①：リート価格は上昇したが、満期日に権利行使価格まで到達しなかった場合

リート価格の値上がり益に加え、オプションのプレミアム収入が上乘せされます。



ケース②：リート価格が満期日に当初リート価格を下回った場合

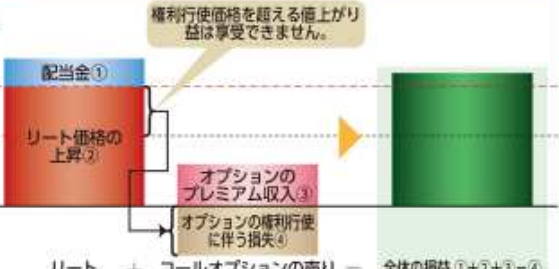
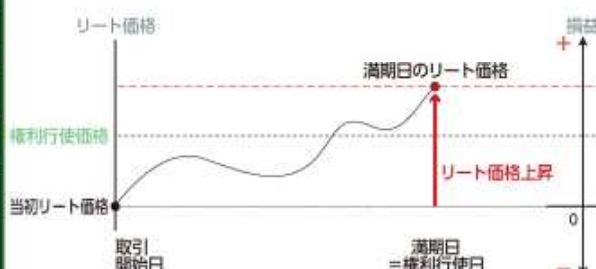
オプションのプレミアム収入により、リート価格の下落による損失を軽減することが期待できます。



マイナス効果

ケース③：リート価格が満期日までに権利行使価格を超えて上昇した場合

リート価格の値上がり益が発生しますが、権利行使価格を超える値上がり益は受取れません。

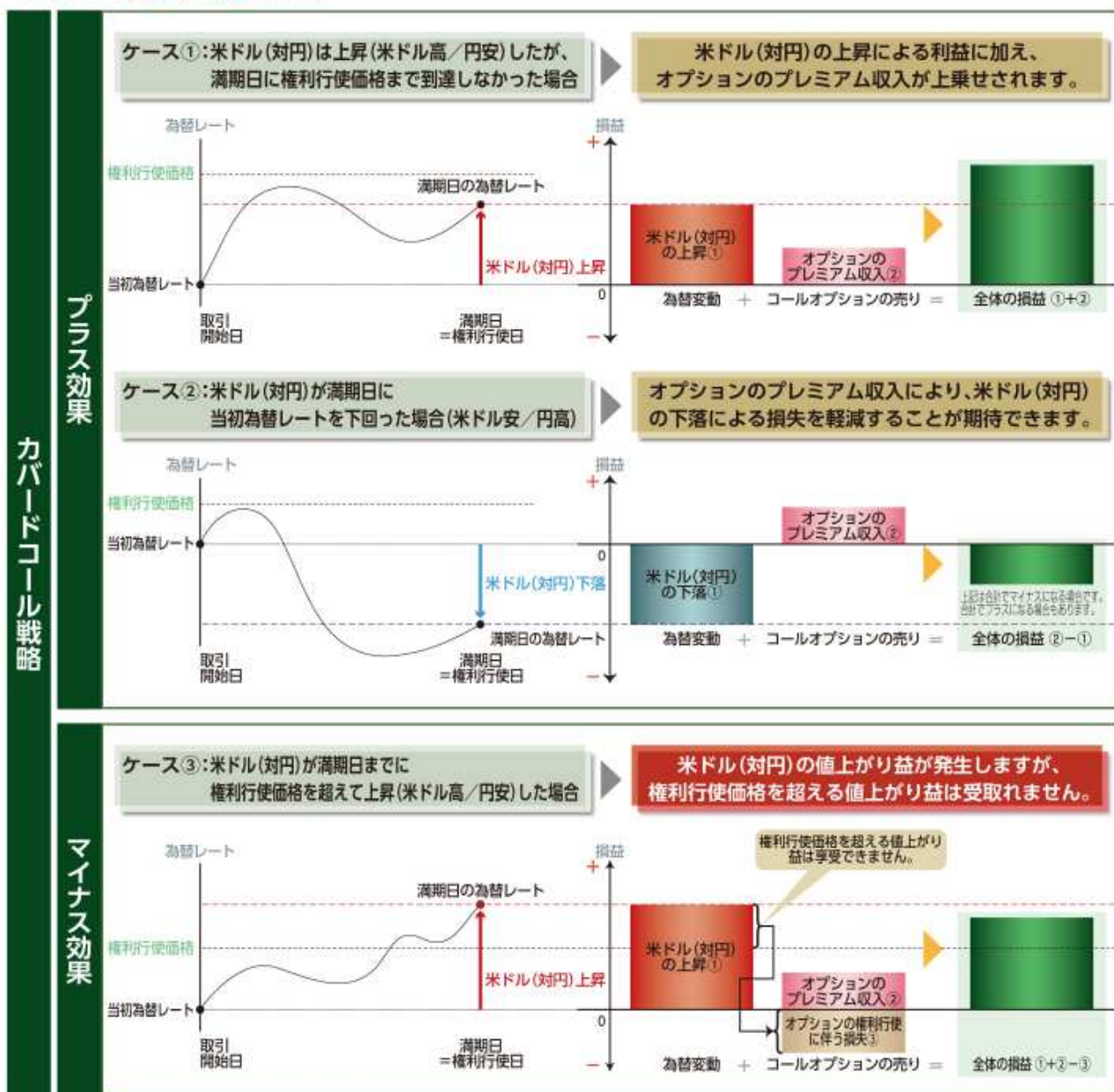


- ・上記は為替変動、運用に係るコスト等は考慮していません。
- ・当ファンドにおける「リートポートフォリオ」及び「REITプレミアム(カバードコール)戦略」の損益は、対象となるリーートの銘柄毎に異なります。
- ・上記はリーートの配当金の支払いがあったことを前提として損益を表したものです。
- ・上記は、権利行使日に権利行使された場合のイメージ図を記載しておりますが、実際の運用においては権利行使日に必ず権利行使されるとは限りません。上記はコールオプションの全てを説明したものではありません。また、当てはまらない場合もあります。リート1銘柄を保有し、当該銘柄のコールオプションを100%売却した場合の例です。当ファンドでは、保有銘柄の一部または全部にかかるコールオプションを売却します。また、各コールオプションの売却等は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行う場合があります。
- ・オプションには、満期日(権利行使日)に限り権利行使が可能なものと、満期日(権利行使日)までいつでも権利行使が可能なもの等があります。上記では、満期日(権利行使日)に限り権利行使が可能なものを例に説明しています。
- ・上記は「リートポートフォリオ」及び「REITプレミアム(カバードコール)戦略」の損益について簡易的に説明するために用いたイメージ図であり、特定の資産、オプション等を示したものではありません。上記は当ファンドの損益を示したものではありません。また、将来の成果等をお約束するものではありません。

## 「通貨オプション・プレミアム(カバードコール)戦略」の<損益イメージ>

※下記イメージ図は、一般的な損益イメージを示したものです。

ただし、当ファンドでは、オプションを売却した際の「当初為替レート」を権利行使価格とする戦略を基本とするため、この場合、「ケース①」が発生する可能性は限定されます。



- ・上記は、運用に係るコスト等は考慮していません。
- ・上記は、権利行使日に権利行使された場合のイメージ図を記載しておりますが、実際の運用においては権利行使日に必ず権利行使されるとは限りません。上記はコールオプションの全てを説明したものではありません。また、当てはまらない場合もあります。
- ・保有する通貨に対して、当該通貨のコールオプションを100%売却した場合の例です。また、各コールオプションの売却等は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行う場合があります。
- ・オプションには、満期日(権利行使日)に限り権利行使が可能なもの、満期日(権利行使日)までいつでも権利行使が可能なもの等があります。上記では、満期日(権利行使日)に限り権利行使が可能なるものを例に説明しています。
- ・上記は「通貨オプション・プレミアム(カバードコール)戦略」の損益について簡易的に説明するために用いたイメージ図であり、特定の資産、オプション等を示したものではありません。上記は当ファンドの損益を示したものではありません。また、将来の成果等をお約束するものではありません。
- ・当ファンドの「通貨オプション・プレミアム(カバードコール)戦略」は、米ドル(対円)に対して行います。

# 収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

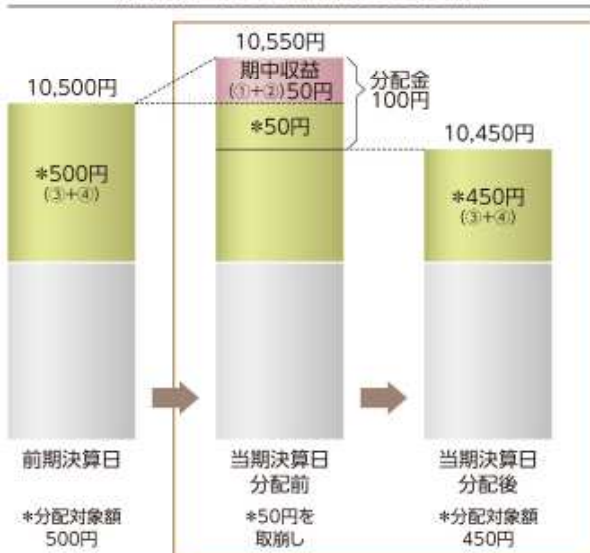
投資信託で分配金が支払われるイメージ



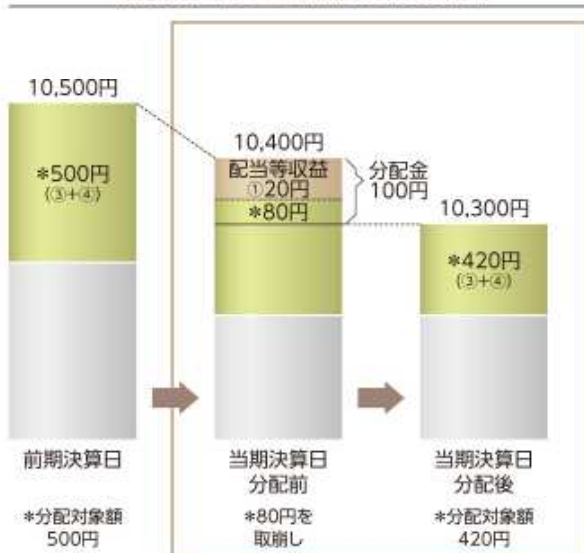
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

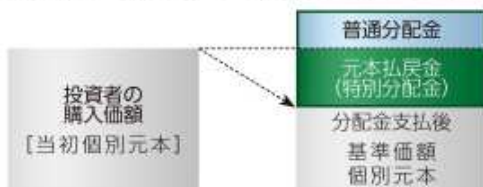


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

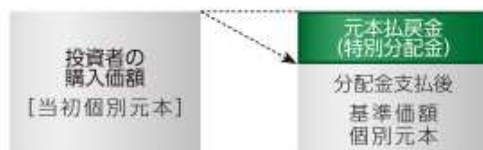
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク	<p>リート等*の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策、不動産市況や保有する不動産の状況等の影響を受けて変動します。組入れているリート等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>また、不動産向けローンに投資するモーゲージリートの価格は、上記のリスクに加えて、保有するモーゲージの信用価値及びモーゲージの担保となる不動産評価額による影響を受けます。</p> <p>※リートおよび不動産関連の株式等をいいます。以下同じ。</p>
カバードコール戦略の利用に伴うリスク	<p>ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、リート等への投資と当該リート等にかかるコールオプションを売却する「REITプレミアム(カバードコール)戦略」と、米ドル(対円)にかかる「通貨オプション・プレミアム(カバードコール)戦略」を利用します。「カバードコール戦略」では、コールオプションの権利行使価格以上にリート等の価格が上昇、または米ドルの為替レートが対円で上昇した場合には、その値上がり益を放棄するため、「カバードコール戦略」を行わなかった場合に比べ、投資成果が劣る可能性があります。</p> <p>コールオプションは、時価で評価するため、リート等の価格が上昇、または米ドルの為替レートが対円で上昇した場合や価格変動率が上昇した場合等には、売却したコールオプションの価格の上昇による損失を被ることとなり、基準価額の下落要因となります。なお、コールオプションの売却時点で、オプションプレミアム相当分が基準価額に反映されるものではありません。</p> <p>オプションプレミアムの収入の水準は、コールオプションの売却を行う時点のリート等の価格や為替レート、変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、市場での需給関係等複数の要因により決まるため、当初想定したオプションプレミアムの収入の水準が確保できない可能性があります。</p> <p>リート等の価格や為替レートの下落時に、「カバードコール戦略」を再構築した場合、リート等の値上がり益や為替差益は、再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後に当初の水準までリート等の価格や為替レートが回復しても、ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。</p> <p>「REITプレミアム(カバードコール)戦略」では、実質的に個別銘柄ごとに「カバードコール戦略」を構築するため、リート等の価格上昇時の値上がり益が個別銘柄ごとに限定される結果、投資成果がリート等市場全体の動きに対して劣後する可能性があります。</p> <p>換金等に伴い「カバードコール戦略」を解消する場合、市場規模や市場動向等によっては、コストが発生し、基準価額に影響を与える場合があります。</p>

流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
信用リスク	リート等の価格は、発行体の財務状態、経営、業績、保有する不動産の状況等の悪化及びそれらに関する外部評価が悪化した場合には下落することがあります。組入れているリート等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、リート等の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産(以下、投資対象資産といいます。)の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 なお、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、米ドル建ての投資対象資産が多くを占め、かつ米ドル建て以外の投資対象資産については、原則として米ドルに対する為替取引(投資対象資産の発行通貨売り/米ドル買い)を行うため、米ドルの対円での為替変動による影響を大きく受けます。
カントリーリスク	一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

## その他の留意点

---

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

## リスクの管理体制

---

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。



## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 平成27年6月22日から平成27年6月29日まで 継続申込期間 平成27年6月30日から平成28年3月17日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額な場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等 <sup>*</sup> その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。) <sup>*</sup> や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロンドンの銀行の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ルクセンブルクの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>・上記いずれかの休業日が連続する場合(土曜日、日曜日を除きます。)、当該期間開始日より4営業日前までの期間</li> <li>・ルクセンブルクの銀行の休業日の前営業日</li> </ul>
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成29年12月18日まで(設定日 平成27年6月30日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、毎月18日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成27年8月18日です。
収益分配	毎決算時(年12回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	7,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.78%(税抜3.5%)を上限</b> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じた額です。	

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.9504%(税抜0.88%)</b> を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.35%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.50%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社 年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	<b>年率0.97%</b> ※年間最低報酬額が定められており、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。 ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等
実質的な運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して <b>概ね1.9204%(税込・年率)程度</b> となります。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率0.9504%(税抜0.88%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.97%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。	
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00216%(税抜0.0020%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※[その他の費用]については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査費用: 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用</li> <li>売買委託手数料: 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</li> <li>保管費用: 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用</li> </ul>

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、年間100万円(平成28年以降は年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度(ジュニアNISA)が開始される予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成27年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 商品分類・属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信、株式、 オプション))	年12回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## 委託会社その他の関係法人の概況

- 委託会社 (信託財産の運用指図等を行います。)  
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
- 受託会社 (信託財産の保管・管理等を行います。)  
みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- 販売会社 (受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。)  
エース証券株式会社  
株式会社SBI証券  
丸八証券株式会社  
楽天証券株式会社 (取扱開始日 平成27年7月10日)

## ご注意事項

- ・当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ・当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- ・投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。
- ・投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。